ふじみ野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例新旧対照表(第1条関係)

改正案

現行

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第21条第1項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下次条第1項において同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 • 3 (略)

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

- - (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」とい

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第20条第1項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下次条第1項において同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 • 3 (略)

- う。)に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) <u>ふじみ野市職員の育児休業等に関する条例第13条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u>
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において 「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる 措置を講じなければならない。
 - (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認する ための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象 職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される 職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項 に係る対象職員の意向を確認するための措置
- <u>3</u> 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した 事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第21条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第20条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支

援制度等の <u>請求等</u> に係る当該職員の意向を確認するための面談その他	援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に
の措置を講じなければならない。	係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなけれ
	ばならない。
2 • 3 (略)	2 • 3 (略)
第22条 (略)	第21条 (略)

改正案

現行

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律 第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5 条第2項、第7条、第8条並びに第19条第1項<u>から第3項まで及び第5項</u>の 規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等 に関し必要な事項を定めるものとする。

(部分休業をすることができない職員)

第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数を 考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第2 2条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再 任用短時間勤務職員」という。)を除く。次条において同じ。)とする。

(第1号部分休業の承認)

第10条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第 1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、3 0分を単位として行うものとする。

2 ふじみ野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第14条第2項 第6号の規定による特別休暇又は同条例第15条の2第1項の規定による 介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対す る第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇 (趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律 第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5 条第2項、第7条、第8条並びに第19条第1項<u>及び第2項</u>の規定に基づき、 並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事 項を定めるものとする。

(部分休業をすることができない職員)

第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数<u>及</u> <u>び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非 常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を 占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)を除く。<u>)</u> とする。

(部分休業の承認)

- 第10条 部分休業の承認は、ふじみ野市職員の勤務時間、休日及び休暇 に関する条例(平成17年ふじみ野市条例第27号)第8条に規定する正規 の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下こ の条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた 勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとす る。
- 2 ふじみ野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第14条第2項 第6号の規定による特別休暇又は同条例第15条の2第1項の規定による 介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対す る部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は

又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超え ない範囲内で行うものとする。

該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を 減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は育児休 業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平 成3年法律第76号)第61条第20項の規定による介護をするための時間 (以下この項において「介護をするための時間」という。)の承認を受 けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、 2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受け て勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

- 第10条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同 条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認 は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場 合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承 認することができる。
 - (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある 場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
 - (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であっ て、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残 時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない 節囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当 │ 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非 常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じ た時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間、育児休業、介護 休業又は介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法 律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするため の時間(以下この項において「介護をするための時間」という。)の承 認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、 かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を 受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものと する。

第10条の3 <u>育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4</u> 月1日から翌年3月31日までとする。

<u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として</u> 条例で定める時間)

- 第10条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を 基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、 当該各号に定める時間とする。
 - (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
 - (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に1 0を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第10条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与等の取扱い)

第11条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第13条の2及びふじみ野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年ふじみ野市条例第11号)第7条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額及びふじみ野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例第9条の規定により規則で定めた会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額又は報酬額を減額して給与又は報

(部分休業をしている職員の給与等の取扱い)

第11条 職員が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例 第13条の2及びふじみ野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令 和元年ふじみ野市条例第11号)<u>第6条</u>の規定にかかわらず、その勤務し ない1時間につき、給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与 額及びふじみ野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例<u>第8条</u>の規 定により規則で定めた会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額 又は報酬額を減額して給与又は報酬を支給する。 酬を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第12条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2 項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。 (部分休業の承認の取消事由)

第12条 第5条の規定は、部分休業について準用する。